

## 令和6年度第2回帯広警察署協議会議事概要

### 1 開催日時

令和6年12月6日(金) 午後4時00分から午後5時00分まで

### 2 開催場所

釧路方面帯広警察署 中会議室

### 3 出席者

#### (1) 協議会委員 9人(定員12人)

会 長	田 村 修 一				
副 会 長	馬 場 久 男	石 水 弘 美			
委 員	神 田 哲 也	眞 野 尚 史	本 田 千 枝 子		
	島 順 子	安 部 昭 彦	佐 藤 恵 津 子		

#### (2) 警察署員 6人

署 長	工 藤 博 光
副 署 長	浅 井 孝 広
刑事・生活安全官	佐 藤 英 之
地域官兼地域課長	高 見 昌 志
交 通 官	大 山 敏 弘
警務係長	

### 4 協議内容等

- (1) 令和6年10月末までの業務概況について
- (2) 警察業務に関する質問・意見・要望に対する質疑

### 5 質疑応答

- (1) 令和6年10月末までの業務概況について

【委 員】 犯罪の発生状況等について伺いたい。

【警 察】 刑法犯の認知件数は、令和6年10月時点では若干増加している件数でした。  
検挙率についてもほぼ昨年と同数で推移している状況で、今後も発生抑止、  
検挙活動を強化します。

【委員】 特殊詐欺の発生状況等について伺いたい。

【警察】 現時点の認知件数については当署管内で8件認知しており、被害総額が約3,500万円となっています。

【委員】 交通事故の発生状況等について伺いたい。

【警察】 負傷者のいない交通事故については過去5年とほぼ同数でした。

一方負傷者がいる人身事故が令和5年と比べると若干数ですが減少傾向となりました。

交通事故の死者については昨年2名と統計を開始してから最少人数でしたが、現時点で当署管内で8名の方が交通事故が原因で亡くなられていることから、年末年始に向け事故防止の様々な活動を推進してまいります。

## (2) 警察業務に関する質問・意見・要望に対する質疑

【委員】 有害鳥獣駆除について帯広警察管内関係各所との連携体制について伺いたい。

【警察】 帯広署管内では今年度全ての市町村とヒグマ出没時の対応について訓練を実施しました。

当署管内の各自治体、各猟友会と事案発生時の対応についても年に数回協議を重ね情報共有や意見交換を行っており今後も有事の際の連携、連絡を密にしていきます。

【委員】 手押しの歩行者専用信号機が設置されている横断歩道で、車が途切れるのを待ってボタンを押す歩行者が多く見受けられますが、この場合、車は青信号でも一時停止させた方が良いのか伺いたい。

【警察】 北海道警察におきましては歩行者死者の内、約6割が道路横断中となっていることなどを踏まえ、歩行者・運転者相互のマナーアップを図ることを目的として、「ハンドサインでストップ運動」を本年7月からスタートさせております。

当署においても「ハンドサインでストップ運動」を関係機関、団体と連携を図り、推進しているところではあります。

ご意見のあった手押しの歩行者専用信号機が設置されている横断歩道で車が途切れるのを待ってボタンを押す歩行者がいた場合につきましては、車両の運転者としては、対面にある信号機に従うこととなっておりますの

で、青信号である限りは停止する必要はありませんが、歩行者の動静にも注意していただいていることにつきましては、安全運転の模範となるものでありますので、引き続きよろしく願いいたします。

**【委員】** 住宅街の歩道駐車により除雪の妨げになり、歩道の通行ができない場所が所々見受けられます。

歩道駐車は除雪または、火災、救急事案の作業または通学等歩行者の通行にも妨げになると思うので、警察で対応いただけるか伺いたい。

**【警察】** 歩道駐車のみならず、車道を含めた駐車違反につきましては、110番通報等で多数認知しており、指導・取締りを実施しております。

路上駐車危険性については、ご指摘いただいたとおりでありまして、これからの時期は特に除雪の妨げとなり、除雪関係者からの通報が増加するものと承知しております。

交番等のパトロール活動はもちろんのこと、冬期間においては駐車違反に対する指導・取締りを継続的に実施してまいります。

**【委員】** 公園内等での立ち小便をする者がいて、とても困っています。

通報して逆恨みされても困るので、どのような対応が良いか伺いたい。

**【警察】** 公園は、地域住民の活動の場、憩いの場であり、このような場所において、小便をされるのは、地域の皆さんにとって不快であり、不安でもあると思います。

公園等において、大小便をする者は、軽犯罪法に違反しますので、こうした者を見かけた際は、警察に通報してください。

また、看過できない状況であれば、公園管理者にも積極的に情報共有を図ってまいります。

**【委員】** 騒音や近隣ともめるような人を目撃した際の対応策について伺いたい。

**【警察】** 個別事案ごとにその対応は異なりますが、ただちに犯罪に該当する行為がなかったとしても、生命、身体に危害を加えるおそれがあると判断される場合には、被害者の安全確保を最優先に、行為者に対する警告、被害者に対する支援措置を講じるなど組織的に対応してまいります。

身の危険を感じるようなトラブルがあったり、繰り返しのトラブルがあるような場合には、警察に相談、通報してください。

【委員】 独居高齢者の見回りについて、警察の活動について伺いたい。

【警察】 高齢化率は今後も増加が見込まれており、その対応については、更に困難を極めるものと思いますが、警察としましても、高齢者については、犯罪被害や交通事故に遭うおそれが高いため、巡回連絡等の機会を通じて実態把握に努めるとともに、高齢者世帯を訪問して安否確認や各種相談に応じることを業務としている民生委員等と連携し、安否確認や高齢者が犯罪被害等に遭わないための情報提供等を行ってまいります。

【委員】 本年7月23日に道交法施行令の改正が閣議決定され、いわゆる生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられ、2026年9月1日から実施されることになりました。

このこと自体は悲惨な交通事故を抑止するために必要な規制強化であると理解・評価する一方で、今回の施行令改正による規制強化の対象が世間で認知されておらず、混乱が生ずることを懸念しているところです。

どのようなケースが規制強化の対象になるのかについて伺いたい。

【警察】 北海道警察で当該業務を所管する警察本部交通規制課に確認したところ各警察署に示す具体的な内容について検討を進めているとのことでありました。

今後、警察本部交通規制課から示された内容に基づき、当署といたしましては、関係市町村や関係団体等に情報提供を行い、特に道路管理者である関係市町村とは、緊密な連携を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

## 6 次回開催予定

令和6年3月中を予定している。